

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い 収入が減少した方を対象とする家賃の減免について

大垣市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による休職・離職等により、収入が減少した方を対象に、下記のとおり市営住宅家賃の減免を行います。

1 対象者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を原因とする休職・離職・廃業等により、収入が減少した市営住宅入居者。

2 対象となる家賃

令和2年5月分以降の家賃

※家賃減免申出書をご提出いただいた日の翌月分の家賃から減免の対象となります。

3 条件

- (1) 現在の収入認定額が104,001円以上であること。
※令和2年2月下旬にお送りした収入額認定通知書をご確認ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い収入が減少していること。
※根拠書類として収入が確認できる書類の提出をお願いします。

4 必要書類

- (1) 家賃減免申請書
- (2) 収入の減少を証明する書類
(例)・勤務先事業者が発行する給与明細
・勤務先事業者による収入証明
・収入が減少する前後2か月分の収支が分かる書類

5 申込方法・問い合わせ先

申し込みを希望される方は、下記までお問い合わせください。

〒500-0807 大垣市今宿6丁目52番地18

岐阜県住宅供給公社

電話：0584-47-8192